

## 日本労働年鑑 第59集 1989年版

The Labour Year Book of Japan 1989

## 第五部 労働・社会政策

## III 社会保障政策

## 4 保健・福祉サービス

「社会サービスの多様化・高度化にたいする国民のニーズに応えるため」との理由から、保健・福祉サービスの領域に、民間企業が参入する制度的素地が与えられた。今後、保健・福祉産業は、着実に拡大していくものと思われる。1でのべた「社会保障マンパワーの育成・確保」は、実は、このことと連動しており、保健・福祉産業における人材の確保とサービスの質の向上とに密接なかわりがある。

## 老人保健施設の本格施行

厚生省が、高齢化社会における老人介護のため、入院と在宅療養の中間施設として構想した老人保健施設が、八七年度のモデル実施事業(全国で七カ所)を経て、八八年四月一日から本格施行に移った。

また、八七年度においては、老人保健施設の本格実施に備えて、施設基準・運営基準等を作成する作業がおこなわれ、検討が進められてきた。その結果、八七年一月二日には老人保健審議会から、老人保健施設の施設・設備、人員および運営の基準について答申がなされ(『日本労働年鑑』第58集四七四頁参照)、これを受けて、厚生省は「老人保健施設の施設および設備、人員並びに運営に関する基準」(昭和六三年一月四日厚生省令第一号)を公布し、八八年一月二〇日に施行した。

さらに、入所者の費用基準である老人保健施設療養費等については、中央社会保険医療協議会の場で検討されてきたところであるが、八八年二月二九日、診療報酬改定に関する答申とともに「諮問のとおり了承する」との答申をおこなった。これにより、予定どおり四月一日に老人保健施設制度を本格的にスタートさせることが決定した。

厚生省では、かねてから二〇〇〇年までには二六～三〇万床を整備する予定であることを表明しているが、八八年度中には、モデル施設(七カ所)と八七年度国庫補助分(七六カ所)、八八年度国庫補助分(約一〇〇カ所)とをあわせ、二〇〇カ所(約一万五〇〇〇床分)近い施設に開設許可が出されることになるものと見込まれている。

## 民間サービスの育成・普及

〔シルバーサービス〕ここ数年、高齢者を対象とするシルバーサービスを中心に民間事業者による多様なサービスの供給事業が展開されている。多様化・高度化する高齢者のニーズに的確に対応していくためには、公的施策の推進とあいまって、民間部門の創意工夫を生かした事業活動を健全に育成することが求められている。

このような観点から、八七年三月には、民間事業者からなる社団法人シルバーサービス振興会が設立された。同振興会は、倫理綱領の策定をおこなうほか、シルバーサービスの質の向上のための

調査研究等を実施している。

これとともに、福祉関係三審議会合同企画分科会において、民間のシルバーサービスのあり方について検討作業がおこなわれていたが、八七年一二月七日、「今後のシルバーサービスの在り方について」と題する意見具申があり、それを受けて、民間事業者のおこなう有料老人ホームおよび在宅介護サービスにたいする社会福祉・医療事業団による融資制度を創設することとなった。

このため、「社会福祉・医療事業団法の一部を改正する法律」が国会に上程され、八八年四月二十八日に可決成立し、五月一七日法律第三六号として公布された。その後、関係法令等の整備を経て一〇月一日より施行されている。なお、融資制度の概要は、つぎのとおりである。

(1) 融資対象

ア、有料老人ホーム

建築資金、設備整備資金、土地取得資金

イ、在宅福祉サービス(入浴、ホームヘルプ)事業設置・整備資金、経営資金

(2) 融資利率(一九八八年三月一日現在)

ア、有料老人ホーム

社会福祉法人 年四・八%

株式会社等 年五・二%

イ、在宅福祉サービス(入浴、ホームヘルプ)事業

設置・整備資金 年五・二%

経営資金 年五・五%

右のような融資制度の実施にあわせ、厚生省では、民間部門において良質なサービスを確保し、高齢者の福祉向上をはかるため、在宅介護サービスに関するガイドライン「民間事業者による在宅介護サービス及び在宅入浴サービスガイドラインについて」(老人保健福祉部老人福祉課シルバーサービス振興指導室)を作成し都道府県に通知した(九月一六日)。このガイドラインは、「在宅介護サービスに関する懇談会」が九月九日にとりまとめた報告の内容をうけたものである。

[健康増進施設]厚生省では、これからの長寿社会を明るく活力あるものとしていくために、アクティブヘルスプラン(第二次国民健康づくり対策)を八八年度から推進し、運動習慣の普及を中心に積極的な健康づくり施策へのとりくみをしているが、健康増進モデルセンターなどの公的健康増進施設の整備・促進とあわせ、民間による健康増進施設の普及・育成もまた重要な政策課題となっている。

今日、健康づくりにたいする国民のニーズはいちじるしく高まっており、アスレチッククラブ、フィットネスクラブ、クアハウス等と呼ばれる健康づくりを標榜した民間の運動施設等は約一〇〇〇施設に達しており、毎年二〇〇施設以上が新設されている。今後、国民の健康づくりを進めるためには、安全かつ適切な運動がおこなえる施設の整備・普及が必要だとの観点から、八八年三月、公衆衛生審議会より厚生大臣にたいして、「運動等を通じて健康づくりを行う施設(健康増進施設)の在り方について」の意見具申がなされた。

このなかで示された健康増進施設の人的・物的基準等の基本的な考え方をふまえて、二月、厚生大臣は、「健康増進施設認定規程」(昭和六三年厚生省告示第二七三号)を定め、告示した。また、一〇月からは医療法人や株式会社等の経営する疾病予防運動施設および温泉療養運動施設にたいして、社会福祉・医療事業団から融資をおこなうこととなった。

### 精神障害者の社会復帰施設

八七年九月一八日に国会を通過し、九月二六日に公布された「精神保健法」は、今期に入って、八八

年七月一日から施行されている(精神保健法の内容については「日本労働年鑑」第58集四七五頁参照)。

この法律によって、精神障害者をめぐる施設の体系が大きく改善され、社会復帰促進の観点から、精神障害者社会復帰施設の制度が整備されることとなった。これまでも制度的な枠組みとして存在していた「精神障害者援護寮」「精神科デイ・ケア施設」の内容が豊富となったほか、新たに「精神障害者福祉ホーム」「精神障害者通所授産施設」が加えられた。

このため八七年の法改正とともに社会福祉事業法、医療法の改正をおこない、精神障害者社会復帰施設を社会福祉事業に位置づけるとともに、社会福祉法人、医療法人等も、これらの施設を設置することができるようになった(「精神障害者社会復帰施設設置運営要綱」)。

八八年度においては、精神保健法にもとづき社会復帰施設の設置運営にたいする補助を新規におこなうほか、授産施設に通えない精神障害者を対象とした精神障害者小規模作業所や精神保健センターの運営にたいしても、ひきつづき助成をおこなっている。

日本労働年鑑 第59集

発行 1989年6月26日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2000年2月22日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑第59集【目次】 次のページ→ ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---